

保険年金

国民健康保険の資格喪失後の受診などについて

社会保険などに加入し、勤務先から「保険者証」が交付されるまでの間に、手元にある「国民健康保険証」で医療機関などを受診すると、本来は社会保険などが負担する医療給付費（7～9割）を熊野町が立て替えて支払うこととなります。

このような場合は、社会保険などに加入された人から熊野町へ医療給付費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

なお、熊野町への返還金相当額は、社会保険などに請求すれば支払われますので、勤務先などへご相談ください。

☎ 820・5604



窓口負担1割の人へ
国民健康保険高齢受給者証をお送りします

高齢受給者（70歳から74歳の国民健康保険加入者）で医療費の窓口負担が1割の人については、平成25年4月以降も当面、1割に据え置かれることとなります。

そのため、対象となる人には、3月下旬に新しい高齢受給者証（「2割（平成25年7月31日までは1割）」と記載されたもの）をお送りしますので、4月1日（月）からは、お手元にある保険証と新しく届いた高齢受給者証をご使用ください。

※現役並みの所得がある世帯の人の自己負担割合（3割負担）は変更ありません。

☎ 820・5604

国民健康保険加入者が修学のため転出する場合

大学などへの修学のため町外へ転出する場合、引き続き熊野町で保険証を交付することができ、手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】
・印鑑
・国民健康保険証
・在学証明書または学生証の写し

☎ 820・5604

国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳に

なるまでの間に国民年金に任意加入して満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合には、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る）。

また、海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入することができます。

☎ 253・7710、住民課 ☎ 820・5604



福祉タクシー乗車券の交付について

重度障害者（児）の社会活動を支援するため、平成25年度分の福祉タクシー乗車券（620円・24枚つづり）を3月25日（月）から交付します。

▽対象者：①身体障害者手帳（1級・2級）②療育手帳（A・A）③精神障害者保健福祉手帳（1級）

▽手続き方法：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を福祉課にご持参ください。

※平成24年度分の乗車券（黄色）は、4月1日以降は使用できませんので福祉課に返還してください。



☎ 820・5605

発達障害って、なんだろう(12)

配慮する③
【視覚的な情報を提示して説明する】

発達障害のある人の中でも、自閉症などの広汎性発達障害の特性をもっている人の多くは、言葉で言われるよりも、目で見て分かる情報のほうが理解しやすいといわれています。その人が理解している言葉を使い、写真や絵などを添えて説明してあげると、理解しやす

くなります。



発達障害のある人は、あまりいな表現を理解するのが苦手です。言葉で説明するときには、短い文で、一つづつ順を追って、具体的にすることなどを配慮しましょう。話を理解しやすくなり、見通しがもてるようになります。

*政府広報オンライン引用
☎ 820・5605

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。



！おしえてー！

熊野町おとしより相談センターにおまかせください(17)

《成年後見制度って何？ ②》

成年後見人などは、本人のために最も適任だと思われる人を家庭裁判所が選任し、本人の意思を尊重しながら、生活・医療・介護・福祉など身の周りのことに目を配りながら保護・支援します。しかし、財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られ、食事の世話や実際の介護などは仕事ではありません。

成年後見人などの任期は、通常本人が判断能力を回復するか、亡くなるまで、責任を負うこととなります。

成年後見制度の申し立てについては、熊野町おとしより相談センターか、法テラス・成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・税理士会など）に相談することができます。

☎ 熊野町おとしより相談センター
☎ 820-5615

(福祉課)

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
15日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6カ月~2歳5カ月)
18日(月)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
22日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6カ月以上)
4月2日(火)	9:30	ふわふわベビー(11カ月までの乳児、妊婦)
4月3日(水)	10:30	子育てなるほど講座「食べ物の好き嫌い」

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などをしています。

実施日	開始時間	場所
12日(火)	9:30	東部地域健康センター
21日(木)		中央ふれあい館
4月9日(火)		東部地域健康センター

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)
- ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)
- 「パパとおひさま」(第2土曜日9:30~11:30)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

New プレママ(妊婦)と一緒にゆったりヨガ

平成25年度4月からスタートします。継続事業の「ふわふわベビー」にプレママもご参加お待ちしております。プレママと生後11カ月までの親子交流、マタニティー・ヨガ、産後のヨガなどを通して子どもと母親の絆を深め、マタニティーライフと子育てを楽しみましょう。詳しくはお問い合わせください。

New パステルルームと同日にセンターで「おひさまルーム」

出張子育て支援(パステルルーム)の日に西部地域健康センターでも「おひさまルーム」を行います。それぞれの地域でご利用下さい。

New 東部地域健康センターでベビーマッサージ

パステルルームの日に別部屋で行います。毎月実施。対象:概ね3カ月~6カ月の乳児と保護者。前日までの要予約。内容:簡単なマッサージの方法と母子のリラックス(40分程度) 異年齢児との交流。詳しくはお問い合わせください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎ 820-5502 ☎ 820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00
(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)